

起立すること、させること

大阪府の橋下知事は、府立学校や公立小中学校において入学式や卒業式における国歌斉唱の際、起立しない教員を免職するという処分基準を定めた条例を、9月の定例府議会に提案する考えを示しています。

仮に、このような条例ができた場合は、全国でも初めてのことになるでしょう。

知事は報道陣に、「府教育委員会が国歌は立って歌うと決めている以上、公務員に個人の自由はない。従わない教員は大阪府にはいない」と指摘し、「繰り返し違反すれば、免職になるというルールを作り、9月議会をめぐり成立を目指したい」と述べたと伝えられています。これに対して、府立高校関係者は「大阪だけ厳しい処分基準を設けるのはおかしい。処分権の乱用だ」と反発しているとのことです。

今後、大阪での議論がどう進んでいくのか、関心を持って見ていく必要がありますが、学校における国旗や国歌の扱いについて、どうしても不毛ともいえる議論が続くのか悲しくてなりません。

学習指導要領においては、いずれの学年においても国歌が歌えるよう指導すると共に、卒業式や入学式では国旗や国歌に対して、それを尊重する態度を育てることとされています。

この学習指導要領は、法律ではないが法規としての性質を有する（伝習館事件最高裁判決）とされている以上、教員はこの要領に基づき国旗・国歌について指導を行わなければなりません。また、卒業式や入学式などの儀式的行事の際にはそれに相応しい行動を取るよう指導すると共に、教師自ら行動を持って子どもたちに範を示す必要があります。にもかかわらず、学校現場において、依然として国旗や国歌についての指導等が適切に行われていないとすれば、それは、一人ひとりの教師の問題であると同時に、校長などの管理職やそれをサポートすべき教育委員会のリーダーシップもまた厳しく問われなければなりません。

教育上の指導は、積極的に教えるということだけではなく、「教えないことによって教えている」という側面があることを忘れてはなりません。我が国の国旗や国歌について指導しないということは、国の象徴としての国旗や国歌の意義を教えないとい

うことに止まらず、逆に教師自身の行動によって、それを粗末に扱っても良いと教えているようなものであり、儀式的行事の際であっても勝手な行動が許されると教えているようなものです。

国歌斉唱時に起立を義務づける条例ができれば、教師は起立するようになるかも知れません。しかし、教師の皆さんが、国旗や国歌の意義を理解し、学習指導要領に基づいて子どもたちを指導して行くことをしない限り、また、そこに向けて管理職はじめ関係者が一致して努力しない限り、それで問題が解決するとは思えません。そのところは、橋下知事にも理解をしておいていただきたいと思います。

(塾頭 吉田 洋一)